

金融サービスの提供に関する法律の概要

弁護士 本行 克哉



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2017年8月
金融庁検査局企画審査課
金融証券検査官
2018年7月
総合政策局リスク分析総括課
金融証券検査官
2019年8月
監督局銀行第二課
課長補佐(法務担当)
2020年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所へ復帰

〈取扱業務〉
金融規制、ファイナンス、
コンプライアンス
訴訟、紛争解決、M&A、
倒産法務、一般企業法務

令和2年6月5日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月12日に公布されました。

本稿では、この法律により改称された「金融サービスの提供に関する法律」(以下、「金融サービス提供法」といいます。)の概要を解説します。

なお、同法の施行日は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日とされていますので、令和3年中の施行が予想されます。

1 金融サービス提供法の立法経緯とポイント

近年、オンラインでの金融サービスの提供が活発化し、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで受けたいという利用者のニーズが高まっています。

しかし、これまでは銀行、証券会社、保険会社といった金融機関のサービスを仲介しようとする、各業法に基づく許可や登録がそれぞれ必要であったことに加え、特定の金融機関に所属することによる所属金融機関からの指導等への対応の負担が大きかったことなどから、ワンストップで仲介サービスを提供する業者の数は多くありませんでした。

そこで、金融サービス仲介法では、新たに「金融サービス仲介業」を創設し、1つの登録で銀行・証券・保険・貸金業すべての分野のサービスを仲介することを可能とし、特定の金融機関への所属を不要としました。

2 金融サービス仲介業の定義

金融サービス仲介業とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいいます(金融サービス仲介法11条1項)。そのため、金融サービス仲介業者は、既存の仲介業者と異なり、金融機関を「代理」して契約を締結する業務を営むことはできません。

各業務の概要	
預金等媒介業務 (11条2項)	銀行等のために行う①預金等の受入れ、②資金の貸付け又は手形の割引、③為替取引を内容とする契約の締結の媒介 ¹ のいずれかを行う業務
保険媒介業務 (11条3項)	保険会社等と顧客との間における保険契約の締結の媒介を行う業務

有価証券等媒介業務(11条4項)	第一種金融商品取引業者、投資運用業者、登録金融機関と顧客との間において行う①有価証券の売買の媒介、②取引所における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、③有価証券の募集・売出しの取扱い又は有価証券の私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い、④投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介のいずれかを行う業務
貸金業貸付媒介業務(11条5項)	貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務

既存の仲介業者が行う業務は定義から除かれているため、既存の仲介業者がそれぞれの分野に係る金融サービス仲介業登録を受けることはできません。そのため、例えば、銀行代理業者が預金等媒介業務を業として行うために金融サービス仲介業の登録を受けることはできません。他方、銀行代理業者が、保険媒介業務を業として行うために金融サービス仲介業の登録を受ける等、既存の仲介業者が異なる分野における仲介を行うために金融サービス仲介業者となることは可能です。

3 取扱可能な金融サービス

金融サービス仲介業者は、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスを仲介することはできないとされており、具体的には今後政令で定められることとなりますが、金融庁の法案説明資料等において取扱サービスの具体例が示されています。なお、必ずしも商品毎に線引きがなされるものではなく、例えば保険商品に関しては、保険金額や保険期間による制限を設けることも考えられるとされています。

	銀行	証券	保険	貸金業
取扱可能	普通預金、定期預金、住宅ローン、カードローン等	国債、上場株、投資信託等	傷害保険、旅行保険、ゴルフ保険等	現時点で制限が想定されていない。
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ、信用取引	変額、外貨建	

4 所属制からパートナーの関係へ

現行制度では、既存の仲介業者の多くは、特定の金融機関に所属し、勧誘や説明に関して指導を受ける必要がありましたが、金融サービス仲介業者は、特定の金融機関に所属せず、

金融機関とは業務上のパートナーとしての連携・協働関係となるため、このような指導を受ける必要はありません。

また、現行制度では、所属金融機関が委託先の仲介業者が仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負うのに対し、金融サービス仲介業者との関係ではこのような責任を負いません。そのため、金融サービス仲介業者がサービスの提供に関して損害賠償責任を負った場合の賠償資力の確保のため、金融サービス仲介業者は、保証金の供託義務を負います(金融サービス仲介法22条1項)。

保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等の保護を考慮して、政令で定める額とされています(同条2項)、立法過程では、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額とすることが提案されています²⁾。

5 電子決済等代行業の兼営

電子金融サービス仲介業務³⁾を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件を充足する場合には、銀行法の規定にかかわらず、届出を行うことで電子決済等代行業を行うことができます(金融サービス仲介法18条1項、3項)。その場合、当該金融サービス仲介業者は、銀行法上の電子決済等代行業者とみなされ、銀行法の規定の適用を受けることになります(同条2項)。

上記の一定の要件は、銀行法上の電子決済等代行業の登録の際に求められる要件と同様のものが規定されているため、要件自体が厳格化・緩和されたわけではなく、登録に代えて届出で足りるという意味で手続が簡素化されたものです。

6 行為規制

金融サービス仲介業者の行為規制としては、全分野に共通の規制と分野別の規制があります。以下では共通の規制のうち重要と思われるものをご紹介します。分野別の規制に関しては、分野毎に業法が準用されており、基本的に既存の仲介業と同等の規制が課されることとなります。

(1) 利用者財産の受入禁止

金融サービス仲介業者は、その行う金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者の密接関係者に顧客の金銭その他の財産を預託させることが原則として禁止されています(金融サービス仲介法27条)。

もともと、金融サービス仲介業者が、資金移動業等を兼営して、資金移動業者等として決済サービスを提供することは妨げられないと解されています。

(2) 金融機関から受け取る手数料等の開示

金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならないとされています(金融サービス仲介法25条2項)。そのため、法文上は顧客から求めら

れない限り、手数料等の開示は不要となります。

もともと、金融サービス仲介法の附帯決議等も踏まえ、金融庁において、顧客本位の業務運営に関する原則の下で、金融サービス仲介業者に対し、自主的な手数料等の開示を行うよう促していくことになると考えられます。

(3) 顧客情報の適切な取扱い

金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないとされています(金融サービス仲介法26条)。この規定を受けて、今後内閣府令や監督指針において、顧客情報の適正な取扱いに関する定めが置かれることになると考えられます。

7 まとめ

金融サービス仲介法施行後も、既存の仲介業に係る許可・登録は取得可能であるため、両者を比較してビジネスモデルに合うものを選択することが重要と考えられます。

その上で、新たな金融ビジネスを展開するために金融サービス仲介業登録を活用しようとする事業者様におかれましては、今後定められる政府令等の内容も注視しつつ、ビジネスモデルや体制面などを含めた事業計画を策定し、前広に当局への事前相談を行っていくことが考えられます。

[既存の仲介業と金融サービス仲介業との比較]

	既存の仲介業	金融サービス仲介業
許認可の取得コスト	業法毎の許可・登録が必要	1つの登録で全ての金融分野のサービスの仲介が可能
仲介可能な金融サービス	基本的に制限なし	高度に専門的な説明を必要とする金融サービスは仲介不可
金融機関との関係	所属金融機関からの指導・監督を受ける	パートナー関係のため金融機関から指導等は受けない
保証金の供託	所属金融機関に賠償義務があるため一部を除き仲介業者に保証金の供託義務なし	金融機関に所属しないため、賠償資力確保のために保証金の供託義務あり
手数料等の開示	一部を除き開示義務なし	顧客から求められたときは開示義務あり
電子決済等代行業の兼営	別途登録が必要	電子金融サービス仲介業を行う者は届出で兼営可能

1 ここでの媒介とは、契約当事者の間に立って、当該契約の成立に尽力する事実行為をいうと解されます。
 2 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」23頁
 3 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいいます(金融サービス仲介法13条1項6号)。